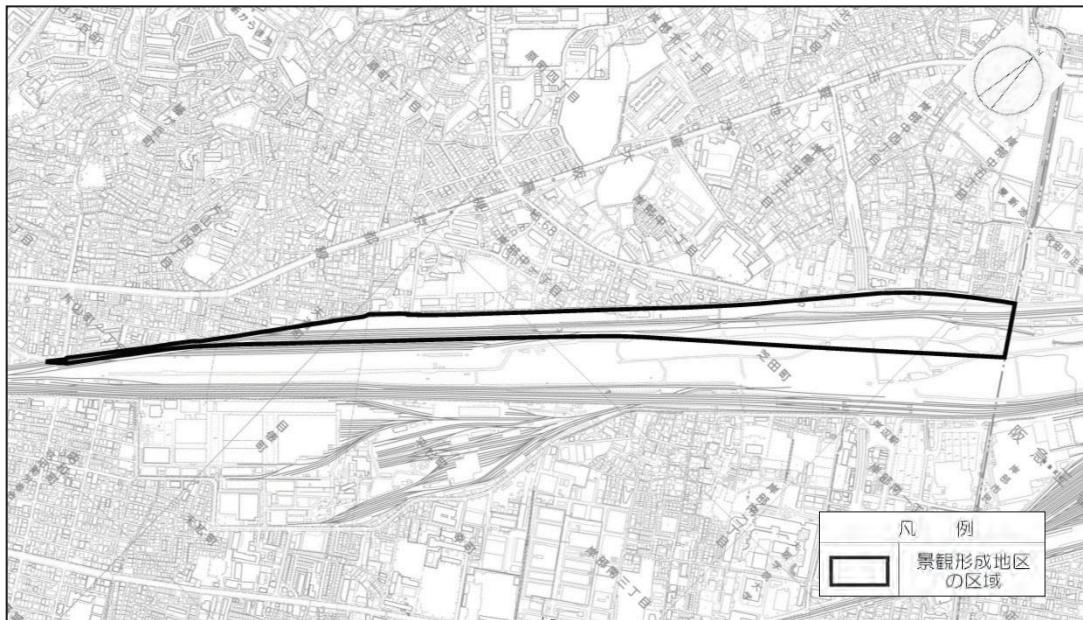


(16) 北大阪健康医療都市地区

ア.位 置・・・吹田市岸部新町、天道町及び片山町一丁目地内 図1のとおり
イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 14.8ha

エ.経 過・・・1.平成28年 9月30日指定、告示し、同日施行。

2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・医療クラスター形成などの健康・医療のまちづくりとも呼応しながら、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」にふさわしい景観づくりを目指す。

カ.基本方針・・・1.周辺地域に配慮し、調和のとれた建物デザインやテーマ性を持たせた景観の形成を目指す。

2.地域の新たな緑の拠点となる緑豊かな空間を創出するため、公共空間と各ゾーンを結び、緑でつながるまちを目指す。

3.交通の要衝としての歩みや歴史をまちづくりのデザイン等に活かし、まちの記憶を継承するとともに地域への愛着を誘発する、記憶でつながるまちを目指す。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好的な景観の形成を図り、また周辺景観に配慮し、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路沿いの歩行者空間は、健康づくりなどにも資する緑豊かなものとし、連続性に配慮する。</p> <p>(4) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。</p>
------------	--

	(5) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。
2.形態意匠及び 素材	(1) 鉄道や幹線道路からの景観に配慮し、建築物の裏側を感じさせないデザインとする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、外壁面の意匠や分節化等を工夫する。 (3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。 (5) 自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.敷際	(1) 道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。 (2) 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (3) 緑の連續性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (4) フェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 (5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
4.駐車場・駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。
5.ごみ置場・付帯 施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。 (3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
6.植栽	樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に配慮した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
2.デッキ等	(1) 周辺に配慮したデザインとし、色彩は建物、周辺環境に配慮する色彩を用いる。 (2) 屋根は、圧迫感のないデザインとなるように工夫する。

c. 開発行為

1. 緑化	周辺の景観に配慮し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 周辺の景観に配慮した造成計画とする。 (2) まちかど広場等、交流が図れる潤いある開放的な空間の創出を図る。

d. 屋外広告物

- (1) 広告物は壁面広告物、地上設置型広告物を基本とし、屋上広告物は設置しない。
- (2) 壁面広告物は、集合化に努め、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の1/20以下とする。
- (3) 地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし、集合化に努め、建物と一体感を持たせたものとする。高さは、10m以下とする。
- (4) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。
- (5) 広告物は、建物や周辺環境に配慮する色彩とする。
- (6) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものは、(2) 及び (3) は適用しない。